

参 考 資 料

1	消費者基本計画の概要	58
2	消費者行政主要組織図	59
3	福岡県消費者行政関連施策体系	60
4	福岡県消費者行政連絡協議会の構成	61
5	消費者基本法	62
6	消費者安全法	69
7	福岡県消費生活条例	79
8	福岡県消費者行政活性化基金条例	89
9	福岡県消費生活センターの機構と業務	90
10	福岡県の消費者行政のあゆみ	91
11	平成24年度市町村消費者行政担当部署	93
12	県内の消費生活センター・相談窓口	97

新たな「消費者基本計画」(概要)

「消費者基本計画」策定の趣旨

これまでの縦割り行政の転換の拠点となる消費者庁・消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者政策について、平成22年度からの5年間を対象とする計画を定めるもの。本計画は、消費者庁・消費者委員会の創設後、初の計画となる。

消費者政策の基本的方向

1. 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

☆PIO-NET・事故情報データバンクを活用した情報収集・発信体制の整備

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

☆事故情報分析タスクフォースなどを通じた迅速・的確な分析・原因究明

☆消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方の検討

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

☆食品安全の総合的方针である「基本的事項」改定

☆食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一層の促進

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

☆消費者の「重大事故等」の範囲について検討

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

☆改正特定商取引法の厳正な執行

☆消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方や消費者団体訴訟の対象拡大の検討

☆住宅リフォームに関する被害防止の取組、未公開株取引等に関するトラブルに対する取組の強化

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

☆食品表示関連法令の統一的運用や一元的な法律の制定など法体系の在り方の検討

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

☆「消費者教育推進会議」を開催し、関係省庁が連携して消費者教育を体系的に進める体制を確立

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

☆副読本や教材などの作成、教職員の指導力向上を目指したセミナー開催

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

☆消費者教育の多様な主体の連携の場の創設

エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

☆各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

☆生活者・消費者を代表する審議会委員の選任

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

☆不当な収益をなく奪し、被害者を救済する制度の検討

イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

☆国民生活センターにおける重要消費者紛争の和解の仲介等の手続の実施、地方公共団体及び民間ADR機関との連携

2. 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

☆「地方消費者行政の充実強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施

(2) 消費者団体等との連携

☆適格消費者団体に対する支援の在り方について見直し

(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

☆公益通報者保護法の周知・啓発及び公益通報者窓口の整備等の促進

(4) 行政組織体制の充実・強化

☆消費者行政に係る体制の更なる整備等の検討

3. 経済社会の発展への対応

(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

☆温室効果ガス排出量の25%削減に向けた国民運動の実施

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

☆インターネット取引に関する消費者問題についての総合的検討を開始

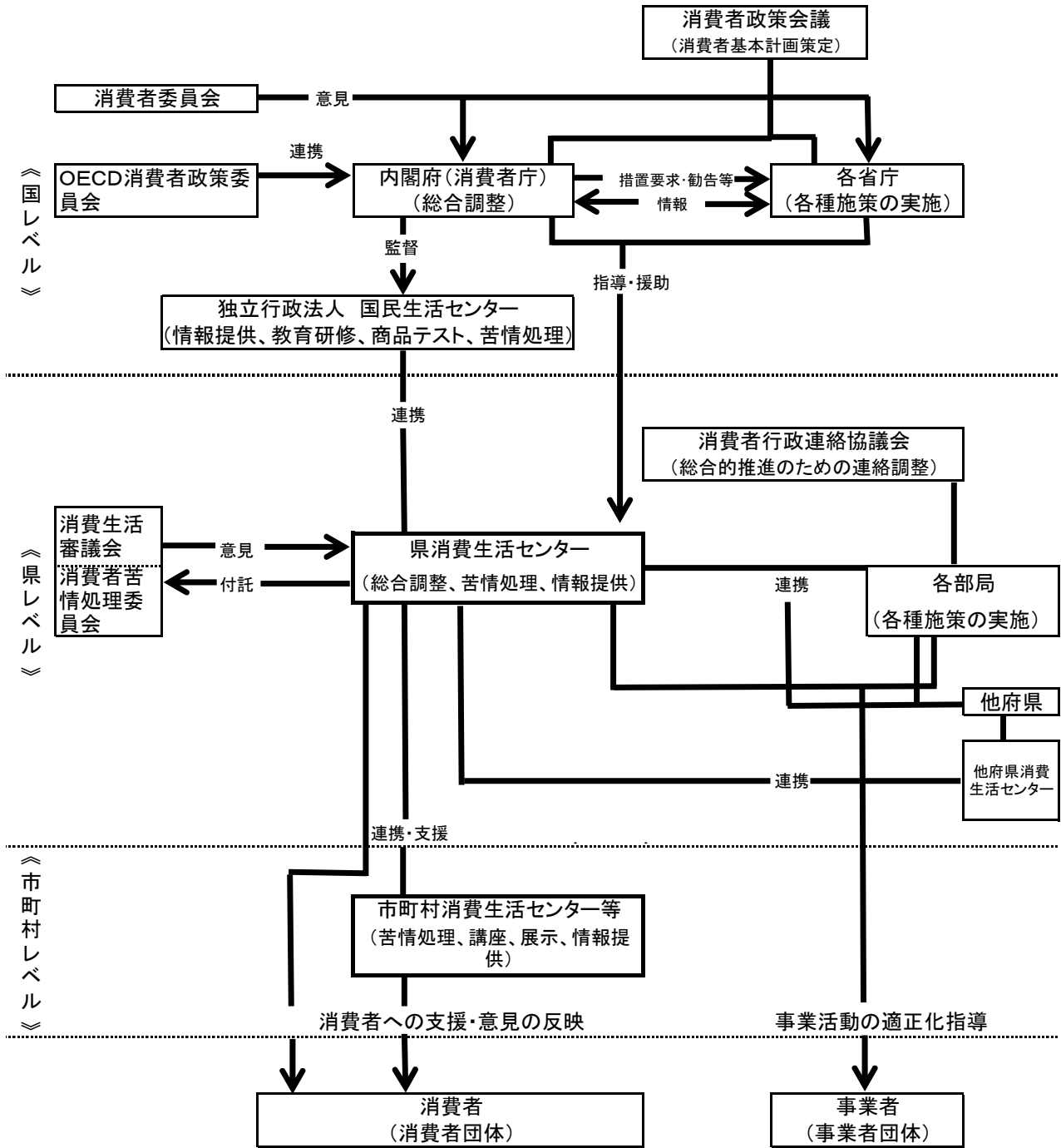
(3) 国際化の進展への対応

☆OECDや地域間・二国間等、消費者問題に関する国際的な取組に参画、連携を強化

「消費者基本計画」の検証・評価・監視

計画に盛り込まれた具体的施策が実効的に機能しているかが重要。重点課題ごとに工程を明確にし、毎年度、消費者委員会の監視機能を最大限に発揮して「検証・評価・監視」を実施。検証・評価の結果及びこれを踏まえた計画の必要な見直しについて閣議決定。

消費者行政主要組織図

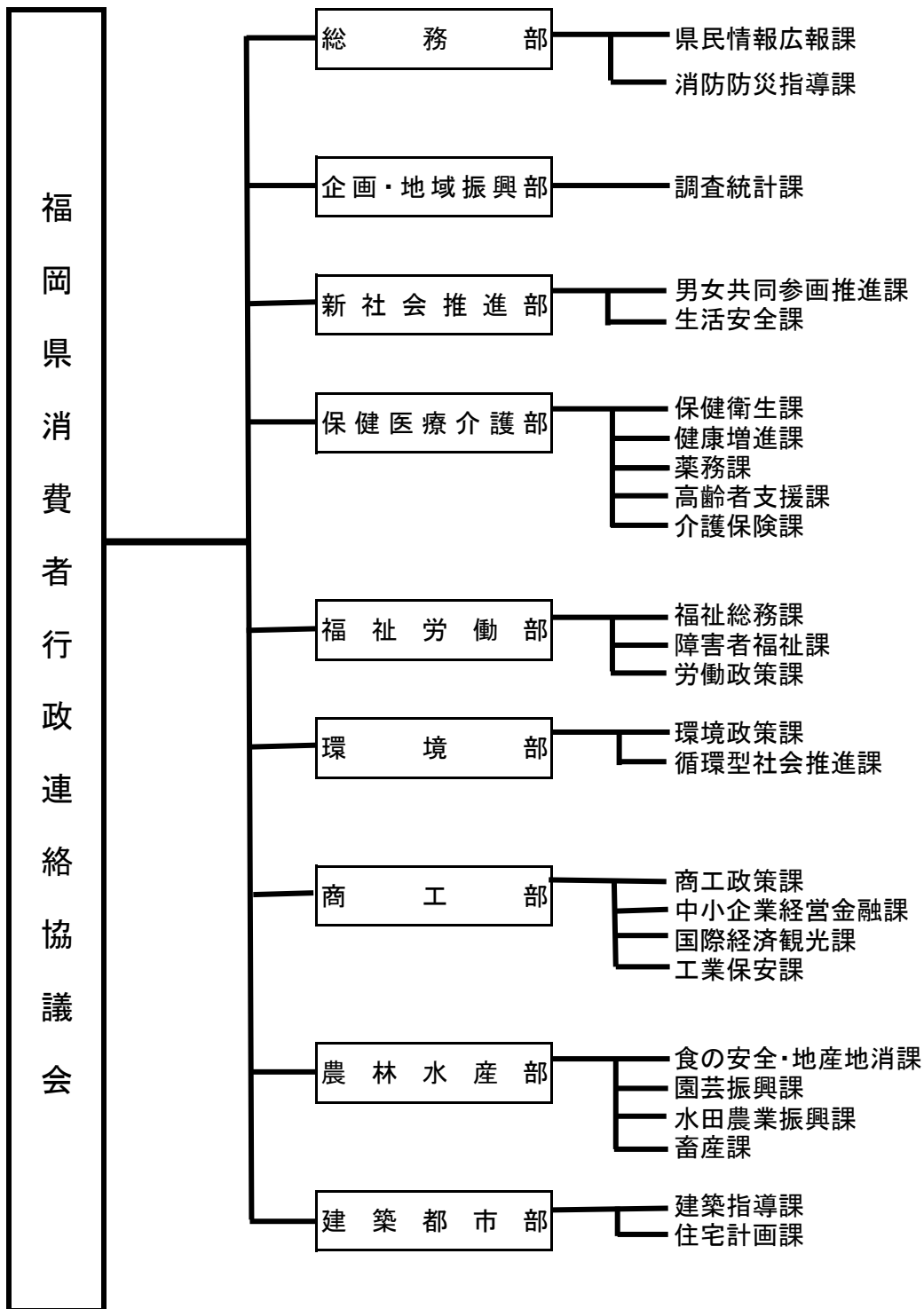


意見の表明・意見の反映

福岡県消費者行政関連施策体系

消費生活の安定及び向上	(p6)	福岡県消費生活審議会の運営 福岡県消費者行政活性化基金事業
	(p6)	●福岡県消費者行政連絡協議会 ●市町村との行政連絡会議 ●消費者保護に係る各消費生活センター等との連絡会議
	(p7~8)	●消費生活用製品安全法に基づく監視指導 ●県消費生活条例に基づく危害防止 ●危険、危害情報の提供 ○
	(p8~9)	
	(p9~10)	●訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締 ●前払式特定取引業者の指導監督 ●不当景品・不当表示の監視指導 ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締 ●県消費生活条例に基づく不当な取引の監視指導
	(p10~11)	●家庭用品品質表示法に基づく監視指導
	(p11~12)	生活関連物資等価格・需給動向調査 ○
	(p12~13)	●県消費生活センターにおける消費者相談 ●市町村における消費生活相談の支援 ●消費生活相談員等事例検討会 ●法律相談事業 ●消費生活相談に伴う商品テスト ●消費者苦情処理に係る調停 ●消費者訴訟資金の貸付
	(p13~15)	
	(p15)	福岡県多重債務問題対策協議会 地域ネットワーク会議 ヤミ金融対策のための連携強化 福岡県多重債務者生活再生支援事業
	(p16~17)	多様な媒体(インターネット等)による消費者情報の提供・啓発資料の作成 消費生活相談窓口の周知 消費者サロンの設置・活用 ●生活設計の促進及び金融経済情報の提供 ○
	(p17)	消費者教育推進連絡協議会の運営 ●若年者向け啓発講座 ●小・中・高校教員向け講座
	(p17)	消費生活協同組合の育成・指導 ●(財)福岡県消費者協会の育成
	(p18)	

福岡県消費者行政連絡協議会の構成



* オブザーバー：県警本部生活安全部生活経済課

消費者安全法

第1章 総則

第 2 章 基本方針

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

第2節 消費生活センターの設置等

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等

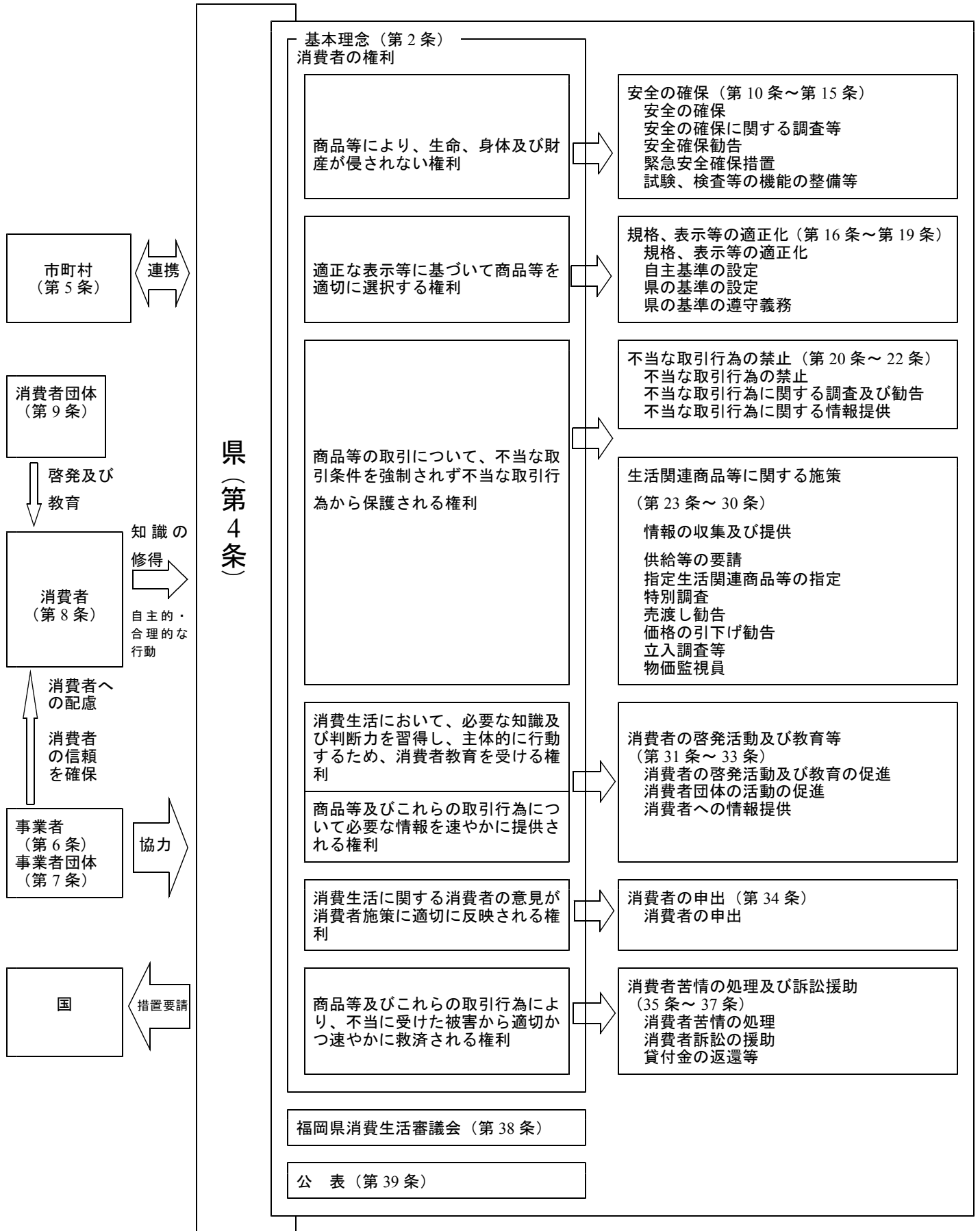
第5章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

第 6 章 雜則

第 7 章 罰則

附 則

福岡県消費生活条例の体系



福岡県消費生活条例

昭和52年3月28日
福岡県条例第8号

改正 平成4年3月30日福岡県条例第6号
平成18年3月31日福岡県条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
 - 第2章 安全の確保（第10条～第15条）
 - 第3章 規格、表示等の適正化（第16条～第19条）
 - 第4章 不当な取引行為の禁止（第20条～第22条）
 - 第5章 生活関連商品等に関する施策（第23条～第30条）
 - 第6章 消費者の啓発活動及び教育等（第31条～第33条）
 - 第7章 消費者の申出（第34条）
 - 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助（第35条～第37条）
 - 第9章 福岡県消費生活審議会（第38条）
 - 第10章 公表（第39条）
 - 第11章 雑則（第40条・第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されないこと。
- 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。
- 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
- 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。
- 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供されること。
- 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
- 七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。

2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
- 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

(県の責務)

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

- 2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たっては消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 五 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第8条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査等)

第11条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めたととき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めたとときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(安全確保勧告)

第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。

2 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急安全確保措置)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供する

(県の基準の設定)

第18条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第19条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為

二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契

約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

- 2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

第21条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改善するよう勧告することができる。
- 4 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第22条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

- 2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。
 - 一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合
- 3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

第5章 生活関連商品等に関する施策

(情報の収集及び提供)

第23条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務（以下「生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の要請)

第24条 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定生活関連商品等の指定)

第25条 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する生活関連商品等として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を

解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により生活関連商品等を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(特別調査)

第26条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(売渡し勧告)

第27条 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第28条 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(立入調査等)

第29条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(物価監視員)

第30条 第23条、第26条及び前条の規定による情報の収集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員として、物価監視員を置く。

2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

第6章 消費者の啓発活動及び教育等

(消費者の啓発活動及び教育の促進)

第31条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第32条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者への情報提供)

第33条 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第7章 消費者の申出

(消費者の申出)

- 第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(消費者苦情の処理)

- 第35条 知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

(消費者訴訟の援助)

- 第36条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟(訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。)が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。
- 一 前条第3項の調停に付されたもの
 - 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
 - 三 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(貸付金の返還等)

- 第37条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第9章 福岡県消費生活審議会

(福岡県消費生活審議会)

第38条 県に福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 審議会は、第2項の調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 公表

(公表)

第39条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、経過その他必要な事項の概要を公表することができる。

- 一 第11条第5項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
 - 二 第12条第1項、第15条第2項、第19条第2項、第21条第3項、第27条又は第28条の規定による勧告に従わなかったとき。
 - 三 第21条第2項、第35条第2項又は前条第4項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
 - 四 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

第11章 雑則

(国等への要請)

第40条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

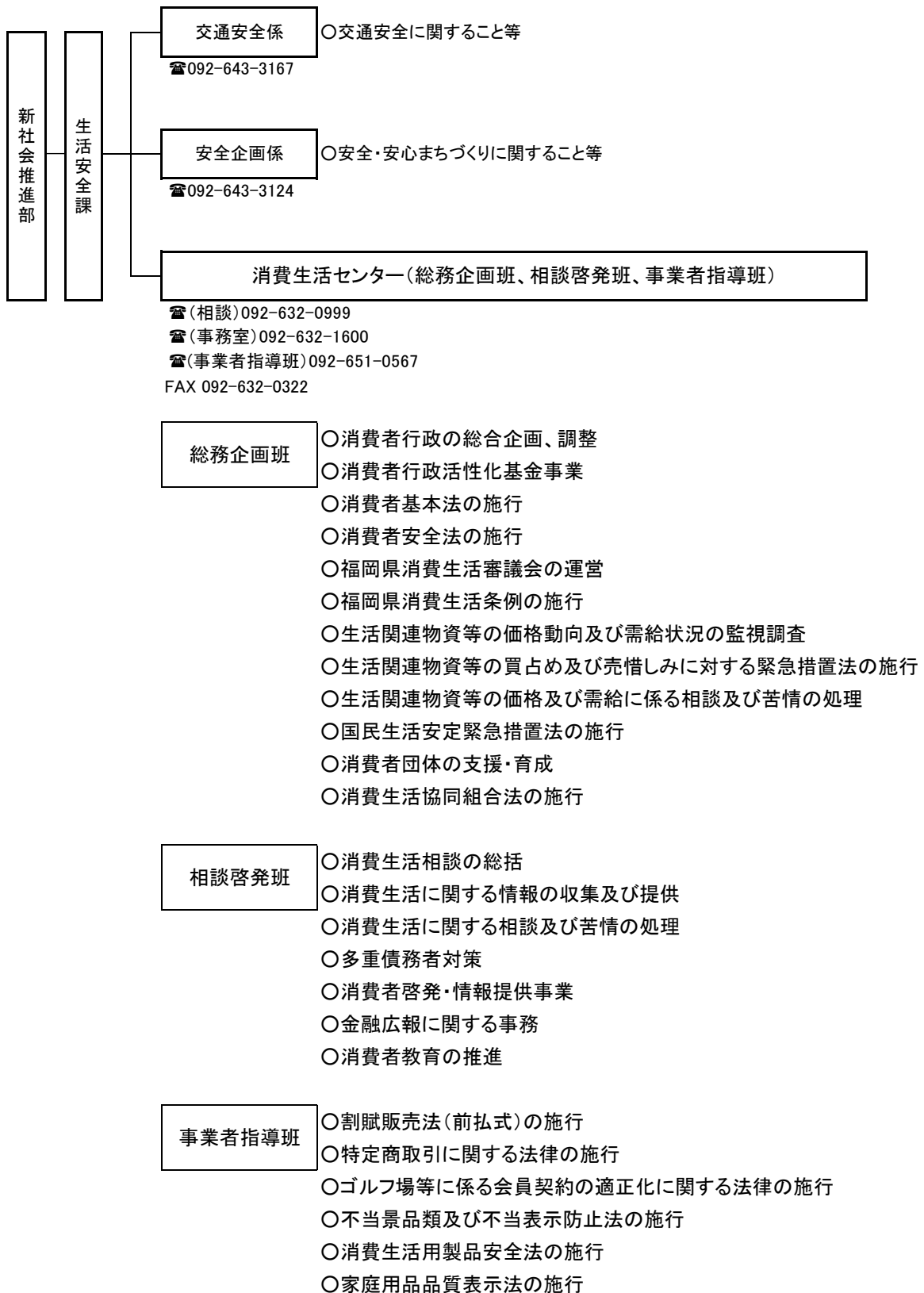
第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第38条第3項の改正規定中「35人」を「20人」に改める部分は、平成19年9月16日から施行する。

福岡県消費者行政活性化基金条例

福岡県消費生活センターの機構と業務



福岡県の消費者行政のあゆみ

昭和41年2月	消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係を設置
昭和43年9月	商工水産部に消費生活課を設置
昭和43年12月	県商品テスト室設置（県婦人会館3階－福岡市博多区博多駅前4丁目）
昭和44年1月	消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置（福岡県行政組織規則第64条に規定する部内協議機関で、会長副知事、関係21課長をもって構成）
昭和44年	消費者情報提供テレビ放送開始
昭和44年9月	「消費者ニュース」創刊
昭和45年3月	福岡県消費生活センター開設（県婦人会館3階、県商品テスト室を吸収）
昭和45年3月	（財）福岡県消費者協会設立（注1）
昭和45年5月	県下に400人の消費生活相談員（平成4年4月よりくらしのアドバイザーと改称）設置
昭和46年12月	移動消費生活センター事業を開始
昭和48年12月	福岡県物価緊急対策本部設置
昭和49年1月	商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の2課制とする。
昭和49年1月	消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。
昭和49年11月	「くらしと物価」創刊
昭和50年1月	福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足
昭和50年4月	久留米市、飯塚市に消費生活センター開設（2ヶ所とも市立、県より広域事業委託）
昭和50年6月	消費生活センター、出先機関として独立
昭和51年6月	生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係

平成4年9月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行
平成5年4月	福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転（福岡市博多区吉塚本町13-50）
平成5年4月	「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮らしっく福岡」に改名
平成10年3月	福岡県石油対策本部廃止
平成10年4月	省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管
平成10年4月	消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。
平成12年4月	県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。
平成14年4月	消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。
平成14年4月	福岡県消費生活情報ネットワーク（新PIO-NET）発足
平成17年4月	PIO-NETに係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入
平成18年3月	「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県消費生活条例」として公布。平成18年7月施行
平成18年4月	「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。
平成18年6月	日曜電話相談開始
平成20年4月	機構改革により、生活文化課消費者班と消費生活センターを統合し、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足
平成21年3月	福岡県消費者行政活性化基金条例を公布
平成21年4月	悪質事業者に対し迅速かつ強力に指導する「事業者指導班」の設置
平成21年9月	県消費生活センターを、消費者安全法第10条第1項に定める機関として公示
平成21年11月	福岡県消費者行政連絡協議会を改組拡充（訓令第21号）

（注1） （財）福岡県消費者協会

昭和38年任意団体として発足、45年財団法人となる。会員は、県、市町村と消費者団体、企業の協賛団体が加入。主な事業は、①消費者啓発の推進②情報の提供③消費生活相談④調査研究等を行っている。

（所在地）福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎内

（電話）：092-641-8753

平成24年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	住所	電話番号 (内線)
				メールアドレス	FAX番号
1	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心部 消費生活センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた 7階	093-871-0428
				shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp	093-871-7720
2	福岡市	市民局 生活安全部 消費生活センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ 7F	092-712-2929
				shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp	092-712-2765
3	大牟田市	市民部 市民生活課 広聴・相談担当	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2601
				shiminseikatu01@city.omuta.lg.jp	0944-41-2621
4	久留米市	協働推進部 消費生活センター	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米 2階	0942-30-7700
				shouhi@city.kurume.fukuoka.jp	0942-30-7715
5	直方市	産業建設部 商工観光課 商業観光係	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2156
				n-shoko@city.nogata.fukuoka.jp	0949-25-2158
6	飯塚市	市民環境部 市民活動推進課 市民活動推進係	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-22-5500 (内線1127)
				shiminkatsudou@city.iizuka.lg.jp	0948-21-2066
7	田川市	市民生活部 市民課 市民相談係	825-8501	田川市中央町1-1	0947-44-2000 (内線130)
				syouhisya@lg.city.tagawa.fukuoka.jp	0947-47-1324
8	柳川市	産業経済部 商工振興課 商工係	839-0293	柳川市大和町鷹ノ尾120	0944-77-8763
				syoushin@city.yanagawa.lg.jp	0944-76-1170
9	八女市	建設経済部 商工振興課 商工振興係	834-8585	八女市本町647番地	0943-23-1596
				syokoshinko@city.yame.lg.jp	0943-23-5411
10	筑後市	建設経済部 商工観光課 商工観光係	833-8601	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7024
				kankou@city.chikugo.lg.jp	0942-53-1589
11	大川市	インテリア課 商業観光係	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5584
				okwinterior@city.okawa.lg.jp	0944-88-1776
12	行橋市	産業振興部 商工水産課 商工観光係	824-8601	行橋市中央一丁目1番1号	0930-25-9733
				syoukou@city.yukuhashi.lg.jp	0930-25-7817
13	豊前市	まちづくり課 商工振興係	828-8501	豊前市大字吉木955	0979-82-1111
				syokou@city.buzen.lg.jp	0979-83-2560
14	中間市	建設産業部 産業振興課 商工企業誘致係	809-8501	中間市中間一丁目1番1号	093-246-6235
				sangyousinkouka@city.nakama.lg.jp	093-244-1342
15	小郡市	環境経済部 商工・企業立地課 商工観光係	838-0198	小郡市小郡255-1	0942-72-2111 (内線142)
				shoko@city.ogori.lg.jp	0942-72-5050

平成24年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	住 所	電話番号 (内線)
				メールアドレス	FAX番号
16	筑紫野市	総務部 安全安心課 雇用・消費者担当	818-8686	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	092-923-1111 (内線390)
				koyou-shouhi@city.chikushino.fukuoka.jp	092-923-1164
17	春日市	地域生活部 人権政策課 男女共同参画・消費生活 担当	816-0806	春日市光町1丁目73番地	092-584-1201
				jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp	092-584-1181
18	大野城市	環境生活部 産業振興課 商工観光・労働担当	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1894
				sangyo@city.onojo.fukuoka.jp	092-572-8432
19	宗像市	宗像市消費生活センター	811-4183	宗像市土六3丁目1番45号	0940-33-5454
				munakata-shousen@fukuoka.email.ne.jp	0940-33-5469
20	太宰府市	総務部 商工農政課 商工・農政係	818-0198	太宰府市観世音寺1-1-1	092-921-2121 (内線438)
				syoukounou@city.dazaifu.lg.jp	092-921-1601
21	古賀市	建設産業部 商工政策課	811-3192	古賀市駅東1-1-1	092-942-1176
				shoukou@city.koga.fukuoka.jp	092-942-3758
22	福津市	市民部 生活安全課 市民相談係	811-3293	福津市中央1-1-1	0940-43-8106
				anzen@city.fukutsu.lg.jp	0940-43-3168
23	うきは市	農林・商工観光課 農商工観光連携係	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	0943-75-4975
				kankou@city.ukiha.lg.jp	0943-75-3114
24	宮若市	商工観光課 商工観光係	823-0011	宮若市宮田29-1	0949-32-0519
				syoukou@city.miyawaka.lg.jp	0949-32-9430
25	嘉麻市	産業建設部 産業振興課 商工観光係	820-0392	嘉麻市大隈町733番地	0948-57-3154
				shoko@city.kama.lg.jp	0948-57-4020
26	朝倉市	商工観光課 商工労働係	838-1398	朝倉市宮野2046番地1	0946-52-1428
				syoukou@city.asakura.lg.jp	0946-52-1510
27	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1523
				shoukou@city.miyama.lg.jp	0944-64-1524
28	糸島市	経済振興部 商工観光課 商工労働係	819-1192	糸島市前原西一丁目1番1号	092-332-2098
				shokokanko@city.itoshima.lg.jp	092-324-2531
29	那珂川町	地域整備部 産業課 商工担当	811-1292	筑紫郡那珂川町西隈1-1-1	092-953-2211
				sangyo@town.nakagawa.fukuoka.jp	092-953-3049
30	宇美町	産業振興課 地域振興係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号	092-934-2223
				sangyou@town.umi.lg.jp	092-933-7512

平成24年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	住 所	電話番号 (内線)
				メールアドレス	FAX番号
31	篠栗町	産業観光課 商工観光係	811-2492	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5	092-947-1111
				shoukou@town.sasaguri.lg.jp	092-947-7977
32	志免町	地域交流課 商工振興係	811-2244	糟屋郡志免町志免中央一丁目3番2号	092-935-1001
				syoukou@town.shime.lg.jp	092-935-3417
33	須恵町	建設産業課 産業振興係	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771	092-932-1151
				kazuma@town.sue.fukuoka.jp	092-931-1827
34	新宮町	生活振興課	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1-1	092-963-1732
				sangyo@town.shingu.fukuoka.jp	092-962-0725
35	久山町	政策推進課	811-2501	糟屋郡久山町大字久原3632	092-976-1111
				seisaku@town.hisayama.fukuoka.jp	092-976-2463
36	粕屋町	都市政策部 地域振興課 地域振興係	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号	092-938-2311
				chiiki@town.kasuya.fukuoka.jp	092-938-3150
37	芦屋町	地域づくり課 地域振興係	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3543
				tiiki@town.ashiya.lg.jp	093-223-3927
38	水巻町	産業建設課 産業振興係	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号	093-201-4321
				syoukou@town.mizumaki.lg.jp	093-201-4423
39	岡垣町	地域づくり課 安全安心係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	093-282-1211
				chiiki@town.okagaki.fukuoka.jp	093-282-1310
40	遠賀町	まちづくり課 産業振興係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地	093-293-1234
				machidukuri@town.onga.lg.jp	093-293-0806
41	小竹町	産業課 商工係	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	09496-2-1167
				sangyou@town.kotake.lg.jp	09496-2-1140
42	鞍手町	企画財政課 地域振興班	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111 (内線343)
				chiiki@town.kurate.lg.jp	0949-42-5693
43	桂川町	産業振興課 商工統計係	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424-1	0948-65-1106
				shokotokei@town.keisen.lg.jp	0948-65-3424
44	筑前町	農林商工課 特産振興係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373	0946-42-6614
				nourin@town.chikuzen.fukuoka.jp	0946-42-2011
45	東峰村	企画振興課 商工観光係	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	0946-74-2311
				kikaku@vill.toho.fukuoka.jp	0946-74-2722

平成24年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	住所	電話番号 (内線)
				メールアドレス	FAX番号
46	大刀洗町	産業課 商工係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-6201
				sangyo@town.tachiarai.fukuoka.jp	0942-77-3063
47	大木町	産業振興課 産業振興係	830-0416	三潯郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1063
				sangyo@town.ooki.lg.jp	0944-32-1054
48	広川町	商工観光課 商工観光係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1142
				syoukouganko@towm.hirokawa.lg.jp	0943-32-5164
49	香春町	産業振興課	822-1492	田川郡香春町大字高野994	0947-32-8406
				sangyo-shinko@town.kawara.lg.jp	0947-32-2715
50	添田町	地域産業推進課 商工観光係	824-0691	田川郡添田町大字添田2151	0947-82-1236
				kankou@town.soeda.fukuoka.jp	0947-82-2869
51	糸田町	産業経済課	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
				sankei@town.itoda.lg.jp	0947-26-1651
52	川崎町	農商観光課 商工観光係	827-8501	田川郡川崎町大字田原789の2	0947-72-3000 (内線225)
				nousyo@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp	0947-72-6453
53	大任町	事業課 産業経済係	824-0512	田川郡大任町大行事3067	0947-63-3001
				sankei@town.oto.fukuoka.jp	0947-63-3813
54	赤村	産業建設課 産業振興係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	0947-62-3000
				aka-s.sansin@mb.fcom.ne.jp	0947-62-3007
55	福智町	まちづくり総合政策課	822-1292	田川郡福智町金田937-2	0947-22-7766
				fg0500@town.fukuchi.lg.jp	0947-22-9091
56	苅田町	産業建設部 交通商工課 商工・企業立地係	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-434-1954
				koutu-syokou@town.kanda.lg.jp	093-435-2101
57	みやこ町	産業課 商工観光係	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960番地	0930-32-2512 (内線253,254)
				kadota-n084@town.miyako.lg.jp	0930-32-4563
58	吉富町	産業建設課 経済振興係	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-4073
				sanken@town.yoshitomi.lg.jp	0979-24-3219
59	上毛町	企画情報課	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3111
				kijyo@town.koge.lg.jp	0979-72-4664
60	築上町	商工課 商工観光係	829-0192	築上郡築上町大字築城1096	0930-52-0001
				syokou@town.chikujo.lg.jp	0930-52-0023

県内の消費生活センター・相談窓口

(消費生活に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員を配置している箇所)

	名称	住所	電話番号・FAX		相談日	受付時間
1	福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎内	TEL FAX	(092) (代)632-1600 (相談)632-0999 092-632-0322	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 日	(月～金) 9:00～16:30 (日) 10:00～16:00
2	北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた7F)	TEL FAX	(093) (代)871-0428 (相談)861-0999 093-871-7720	月～土	8:30～16:45 (第3土は 8:30～13:00)
3	門司相談窓口	北九州市門司区清滝1-6-37 (門司区役所東棟)	TEL FAX	093-331-8383 093-331-8333	月～金	8:30～16:45
4	小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1-1 (小倉北区役所西棟1F)	TEL FAX	093-582-4500 093-582-4411	月～金	8:30～16:45
5	小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園5-1-2 (小倉南区役所3F)	TEL FAX	093-951-3610 093-951-3615	月～金	8:30～16:45
6	若松相談窓口	北九州市若松区浜町1-1-1 (若松区役所2F)	TEL FAX	093-761-5511 093-761-5525	月～金	8:30～16:45
7	八幡東相談窓口	北九州市八幡東区中央1-1-1 (八幡東区役所2F)	TEL FAX	093-671-3370 093-671-3371	月～金	8:30～16:45
8	八幡西相談窓口	北九州市八幡西区筒井町15-1 (八幡西区役所1F)	TEL FAX	093-641-9782 093-641-9763	月～金	8:30～16:45
9	福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7F	TEL FAX	(092) (代)712-2929 (相談)781-0999 092-712-2765	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2・4土曜	(月～金) 9:00～17:00 (第2・4土) 10:00～16:00
10	大牟田市消費生活相談窓口	大牟田市有明町2-3	TEL FAX	0944-41-2623 0944-41-2621	月～金	10:00～16:00
11	久留米市消費生活センター	久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米2階	TEL FAX	0942-30-7700 0942-30-7715	月～金 第2日曜	8:30～17:00
12	直方市消費生活相談窓口	直方市殿町7-1 5階	TEL FAX	0949-25-2156 0949-25-2158	火・木・ 隔週金	8:30～17:00
13	飯塚市消費生活センター	飯塚市新飯塚20-30 立岩公民館3階	TEL FAX	0948-22-0857 0948-22-0897	月～金	8:30～17:00
14	柳川・みやま消費生活センター	柳川市大和町鷹ノ尾120 柳川市役所大和庁舎1階	TEL FAX	0944-76-1004 0944-76-1022	月～金	9:00～12:15 13:00～16:30
15	八女市消費生活相談窓口	八女市本町647	TEL FAX	0943-23-1183 0943-23-5411	月～金	8:30～16:30
16	筑後市消費生活相談窓口	筑後市大字山ノ井898	TEL FAX	0942-65-7021 0942-53-1589	月・火・木・金	8:30～17:15
17	大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6	TEL FAX	0944-86-5105 0944-86-5105	火・金	9:00～16:30
18	行橋市広域消費生活センター	行橋市中央1-1-1	TEL FAX	0930-23-0999 0930-23-0999	月～金	9:00～15:30
19	豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955	TEL FAX	0979-82-1111 (内線)1263 0979-83-2560	火・木	10:00～12:15 13:00～15:00
20	中間市消費生活相談窓口	中間市中間1-1-1	TEL FAX	093-246-5110 093-244-1342	月～金	9:00～16:00
21	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283-13	TEL FAX	0942-72-2111 (内線)144 0942-72-5050	月・火・木・金	9:00～12:00 13:00～16:00

県内の消費生活センター・相談窓口

(消費生活に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員を配置している箇所)

	名称	住所	電話番号・FAX	相談日	受付時間
22	筑紫野市消費生活センター	筑紫野市二日市西1-1-1	TEL 092-923-1111 (内線)358 FAX 092-923-1164	月～金	9:00～11:45 13:00～16:30
23	春日市消費生活センター	春日市光町1丁目73	TEL 092-584-1155 FAX 092-584-1155	月～金	10:00～16:00
24	大野城市消費生活センター	大野城市曙町2-2-1	TEL 092-580-1968 FAX	月・火・木・金	9:30～12:00 13:00～16:30
25	宗像市消費生活センター	宗像市土穴3丁目1-45	TEL 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2・4土曜	8:30～17:00
	太宰府市消費生活相談窓口	太宰府市観世音寺1-1-1	TEL 092-921-2121 FAX 092-921-1601	水・金	9:30～16:00
			TEL 092-410-4084 FAX 092-410-4084	月・水・金	10:00～15:30
28		朝倉市宮野2046番地1	TEL 0940-43-8106 FAX 0940-43-3168 TEL 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193 TEL 092-332-2098 FAX 092-324-2531 TEL 092-936-1594 FAX 092-936-1594 TEL 093-293-1234 FAX 093-293-0806 TEL 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	月・水・金	
			TEL 093-434-1954 FAX 093-435-2101	火・金	10:00～12:15 13:00～15:30
34	苅田町消費生活相談窓口	苅田町富久町1-19-	TEL 093-434-1954 FAX 093-435-2101	志市町	

福岡県新社会推進部生活安全課（消費生活センター）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎内

電話番号
(相談専用)

092-632-0999

○受付時間 月～金 9:00～16:30まで

日曜日 10:00～16:00まで

※ 日曜日は電話相談のみ受付

(事務室) 092-632-1600

(FAX) 092-632-0322

福岡県消費生活センター ホームページは

福岡県消費生活センター

検索

<http://www.shouhiseikatsu.pref.fukuoka.lg.jp>

